

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第

52号）（総合企画局国際化推進室）

京都市国際交流会館における国際親善交流の発展を目的として、同会館を整備する事業を実施する必要があることから、その実施に必要な財源に充てるため、次のとおり、事業補助等国際親善交流基金の一部を処分することとしました。

基金名	改正前	改正後
事業補助等国際親善交流基金	752,586,580円	744,937,723円

この条例は、平成28年3月30日から施行することとしました。

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第52号

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例

京都市国際親善交流基金条例の一部を次のように改正する。

別表事業補助等国際親善交流基金の項中「752, 586, 580」を「744, 937, 723」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合企画局国際化推進室)